

学校における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

※加筆修正した部分に下線を引いています。

はじめに

新型コロナウイルス感染症対策として、学校において留意すべき事項についてここにまとめる。

具体的な対策については「教育活動の実施等に関するQ&A（令和3年3月24日更新文部科学省）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）文部科学省」「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（通知）令和2年6月19日文部科学省」、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改定について（通知）令和3年2月19日文部科学省」に則った対応を基本とする。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、上記通知も内容が随時更新されるため、本チェックリストも必要に応じて更新するものとする。

基本的な考え方

- ◎ 児童生徒の安全を最優先に考え、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養する。
- ◎ 感染源及び感染経路を断つため、手洗いや咳エチケット、児童生徒の体調管理を徹底する。
- ◎ クラスター発生リスクを下げるため、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）の一つ一つの条件が発生しないよう配慮する。
- ◎ 学校運営上、条件の発生が避けられない場合は、3つの条件が同時に重なる場とならないようにする。

教職員について

- マスクを着用する。話すときもマスクを外したり下げたりしない。
- 近距離で児童生徒と対面しての会話はしない。
- 毎朝検温チェックを実施する。
- 全児童生徒がマスクを着用できるように配慮する。
- 教職員の体調不良者への対応は児童生徒への対応に準じる。
- 手洗いや咳エチケットの指導を行う。
- 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないようにする。
- 感覚が過敏でマスクの着用が困難な児童生徒がいる場合には、保護者と学校が相談しながら対応する。
- 感覚が過敏でマスク着用ができない、咳をしている、学校で発熱した、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒への偏見や差別が生じないようにする。
- 児童生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導を行う。
- 出前授業や、地域の人による学習サポートは、規模や内容を総合的に勘案して実施する。

児童生徒の生活場面別チェックリスト

全 般

- 可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする）、教室や廊下の窓、出入口を開け、換気がスムーズに行われる状態にする。
- 児童生徒の間隔は1メートルを目安に机の配置を工夫する。
（ペア机にしない、教卓と1列目の間隔を開ける、机の間隔を広げる等）
- 児童生徒は毎朝家庭で検温し、チェックカード等に記入し、持参する（様式自由）。
- 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校しない（出席停止）。
- 大声でのあいさつ運動等は控える。通常のあいさつや会話を行う際はマスクを着用する。
- ハイタッチ、握手等の身体が接触するような活動、遊びは避ける。
- 児童生徒はマスクを着用する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合や体育の授業では、マスクを外してよいが、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮を行う。
- 席替えを実施する場合、日時や座席配置の記録を残しておく。特別教室等についても同様とする。
- 給食や授業等でマスクを取る必要がある場合は、袋等に入れるなど適切に保管する。
- 手洗いは基本的には流水と石けんで行う。流水で手洗いができない場合はアルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。
- 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」、及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

登下校

- 集団登下校は間隔をあけて並ぶ。
- 小学校での集団下校の際は、集合時刻や場所を分散させる。
- 中学校で部活動後に更衣室、自転車置場等で密集しないように工夫する。
- 気温・湿度が高い場合、人と十分な距離をとり、マスクを外すようにする。

登校から始業前

- 教室に入る前に、昇降口や指定場所で家庭での検温結果を確認する。このとき、確認のために密集しないように確認場所を各校で工夫する。
- 検温結果が確認できない場合は、別室等で検温する。
- 昇降口や教室等で密集しないように、注意する。
- 教室に入る前に手洗いをを行う。その際、場所や順序を指定するなど密集しないように各校の実態に応じて工夫する。

朝の会、帰りの会

- 児童生徒が密集して交流するようなプログラムは実施しない。
- 宿題等の提出物は係が回収したり、指示で一斉に集めたりせず、分散して各自が提出するよう工夫する。

授業等

◎全般

- 協同学習は、児童生徒の間隔に注意するなど感染症対策をとりながら、工夫して実施する。
- 空調使用時も換気を行う。
- 書き取りや習字等で手を添えての指導を行わない。
- 屋外での活動後には、必ず手洗いをする。
- 図書室利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、児童生徒の利用する時間帯が分散するように工夫して、貸し出しを行う。
- 物品の共用はできる限り避ける。難しい場合は使用前後に手洗いを行う。
(理科の実験、体育の球技等)

◎音楽科

- 合唱や楽器演奏は、各校の実態に応じて、換気、身体的距離の確保や方向の工夫、手洗いなどの感染症対策を行った上で、実施方法を慎重に検討し、工夫して実施する。
参考：合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン (第2版)
(<https://jcanet.or.jp/JCAchorusguideline-ver2.pdf>)

◎家庭科

- 当分の間、調理等の実習は実施しない。学校の授業での指導と適切に関連付けた上で、家庭学習として取り扱う。

◎体育科・保健体育科

- 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は実施しない。

休み時間

- 他の学級に入らない。
- 体育館や屋外での活動後、校舎内に入るときは必ず手洗いを行う。
- 身体的距離の確保を意識し、廊下等でも密の状態にならない。
- 水筒、教具等の置場を工夫し、児童生徒が一か所に集まらないようにする。
- 教室や廊下の窓や出入口を開け、換気がスムーズ行われる状態にする。
- マスクをしていても大声を出さない。

給食

- 給食前に全員の健康観察を行う。
- 全員の手洗いを徹底する。
- 食べる直前までマスクを外さない。
- 机を合わせず、前を向いて食べ、会話は控える。
- 給食当番は皿への盛付のみ行い、各自がセルフで給食を準備する。
- コンテナ室等では、3つの条件が重ならないように配慮する。

清掃活動

- 終了後は手洗いを行う。
- できる限り無言で清掃する。

放課後

- 放課後の補充学習等は密集しないように工夫して実施する。
- 不要不急の学校への滞在はしない。

部活動

- 活動時間や休養日については、「総社市運動部活動の在り方に関する方針」、「総社市文化部活動の在り方に関する方針」に準拠する。
- 部活動は、活動内容を吟味しクラスター発生 of 3つの条件が重ならないよう工夫する。
- 使用する用具については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- 部活動等で更衣が必要な場合は密集状態とならないように工夫する。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、活動内容は教員や部活動指導員等が把握し、適切な指導を行う。
- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
- 大会や演奏会等への参加に当たっては、「部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項について（通知）」（令和2年12月22日付け保学第64号）に準じた対応とするが、県外との交流（県外からの招聘も含む。）については、公式戦等への参加を除き、自粛することとする。

施設・用具等

- 多くの児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒は、1日1回消毒液（アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して行う。
- トイレや洗面所、机や椅子は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒をする必要はない。

学校で体調不良となった場合

- 給食前の健康観察で体調不良の場合、別室で待機後、早退させる。
- 発熱等の風邪の症状が見られる場合、保健室に入室せず別室で対応し、早退させる（登校直後の発熱等の場合は「出席停止」、授業開始後の場合は「早退」とする）。
- 安全に帰宅するため学校にとどまる場合は、他の者との接触を避けられるよう別室待機等の配慮を行う。
- 基本的には症状がなくなるまでは自宅で休養する。